

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業労働局商工部経営支援課)……………一

告示

○包括外部監査契約の締結……………(総務局行政改革推進部行政改革課)……………一

○指定代理納付者の指定内容の変更……………(主税局徴収部徴収指導課)……………一

○昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部改正……………(環境局総務部環境政策課)……………二

○東京都環境影響評価条例による見解書……………(環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課)……………二
○医療法に基づく医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として知事の定める事項……………(福祉保健局医療政策部医療安全課)……………八

告示(水)

○昭和二十八年東京都水道局告示第十一号(東京都

水道局貯水池管理事務所の設置)の廃止……………三

訓令(議)

○東京都議会事務局事案決定規程の一部改正……………三

告示(議)

○東京都議会事務局文書管理規程の一部改正……………三

公 告

○東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程の一部改正……………(総務局公文書館)……………三

○不燃化推進特定整備地区の指定……………(都庁整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………三

○不燃化推進特定整備地区の区域変更……………(同)……………三

規 則

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年四月一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十九号

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則(昭和五十八年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「貿易の振興に関する」を削り、

同項第二号中「国」の下に「、独立行政法人」を加え、

「の公益法人」を「に主たる事業所を有する商工業又は貿易の振興を目的とする公共的団体であつて、局長が別に定める基準に該当するもの」に、「又は展示会」を「、展示

会又は講習会」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都立産業貿易センター条例施行規則の規定により施設の利用の承認を受けている者の利用料金の減免については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第五百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づき包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第五項の規定により告示する。
平成二十七年四月一日
東京都知事 外 添 要 一

一 契約の相手方

(一) 住所 神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡四丁目五番七号

(二) 氏名 佐久間 清光

二 契約の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるときは一の前金払とする。

●東京都告示第五百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定代理納付者の名称及び所在地

トヨタファイナンス株式会社

東京都江東区東陽六丁目三番二号

二 変更前の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

東京都都税条例（昭和二十五年八月二十二日東京都条例第五十六号）第三条第一項第七号に規定する自動車税（普通徴収のものに限る。）

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

東京都都税条例に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税（普通徴収のものに限る。）、固定資産税等に係る徴収金

四 変更日

平成二十七年四月一日

●東京都告示第五百四十五号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

表東村山市秋水園の項を削る。

●東京都告示第五百四十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y三）について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局

局長 越智 繁雄

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

東京都

東京都知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京港埠頭株式会社

代表取締役社長 平野 裕司

江東区青海二丁目四番二十四号 青海フロンティアビル十六階

二 対象事業の名称及び種類

東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y三）

三 埠頭の新設

ふ頭の施設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤外側埋立地の既設の護岸にふ

頭を新設し、併せて道路を整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が三件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、生物・生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年四月一日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

本事業に係る評価書案に対して都民からの意見書が3件、事業段階関係区長である港区長、江東区長及び大田区長からの意見が出された。意見等の件数の内訳は、表1のとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	3
事業段階関係区長からの意見	3
合計	6

1 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案に対する都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(7)のとおりである。

表2(1) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
事業計画	<p>「国際貿易港としての相対的地位の低下が危惧される」という分析をしながら、「新たなふ頭を整備が必要」ということには、飛躍がありはしないか、裏付けがないのではないか、という疑問があり、巨額を投入する理由が不明です。今後の貨物の取り扱いの「増大」の見通しとその根拠を明示してください。納得いく説明を求めます。</p> <p>『中央防波堤外側埋め立て地(その)にコンテナ船の大規模化に対応した大水深コンテナターミナル埠頭を整備し、あわせて臨海交通施設(道路)を整備することにより、東京港の国際競争力を強化し、国際基幹航路の維持、拡大を図ることを目的とする。』と述べているが、平成23年度～平成26年度の東京港の取扱貨物個数(万TEU)は、414,423,423(万TEU)でほぼ横ばい状態であり、第7次改定の案による将来予測であるH27の520万TEUは過大予測である。</p>	<p>評価書案の43頁に記載の通り、東京港は世界各国の外航コンテナ船が航路する国際貿易港であるとともに、首都圏4,000万人の消費生活と産業活動に極めて重要な役割を果たしています。東京港の外航コンテナ貨物量は平成18年には307万TEU、20年には373万TEU、25年には435万TEUと増加しています。</p> <p>しかし、アジア主要港の著しい成長により、国際貿易港としての相対的地位の低下や基幹航路の香港航路数の減少が危惧される事象となつていきます。</p> <p>こうした中、東京港におけるコンテナふ頭の施設能力は、ほぼ限界に達しており、東京港の国際競争力を強化するため、コンテナ船の大規模化や貨物需要に対応した新たなふ頭を整備するとともに、既存のコンテナふ頭の施設再編等を行うことにより、東京港として物流の効率化が図られるものと考えています。</p> <p>なお、平成26年12月に「東京港第8次改訂港湾計画(東京都港湾局、平成26年)が新たに公示されたことから、評価書の作成においては、これを踏まえて、検討を進めていきます。</p>
	<p>説明会の質問で、岸壁、ヤード、臨海交通施設などの建設費は約300億円との説明がありました。巨額の投資です。2020年東京オリンピックの競技施設整備備工事と「Y31」工事が重複し、公費の増大が懸念されます。また大震災復興事業にも多大な影響を与えることは必至です。この事業は、少なくとも、オリンピック後に、改めて検討すべきではないでしょうか。見解を求めます。</p>	<p>近年のアジア諸港の躍進による国際貿易港としての国際競争力の強化や国際基幹航路を確保するコンテナ船の大規模化など東京港を取り巻く諸情勢を鑑み、適時適切な施設整備が必要であることから、今般、大水深コンテナふ頭の新設を行うものです。</p>

表2(2) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
大気汚染	<p>「大気汚染」では、「環境基準内」に収まっているとしていますが、二酸化窒素(NO₂)では、「予測結果」は、いざねも0.05ppmを超えており、「事業区域境界」の「最大濃度」は0.0589ppmとされ、下は、意図的に抑えたのではないかと疑いをもちます。</p> <p>市民運動の「大気汚染測定連絡会」が年2回実施している簡易カプセルによる測定では、臨海部は常に汚染濃度が高い地域です。現行基準値ぎりぎりの予測はないでしょうか。見解を求めます。</p>	<p>説明会で配布した「あらし」については、評価書案の内容を抜粋して記載しています。</p> <p>ご指摘の箇所、予測評価の根拠となる対象事業及び関連事業毎の船舶、貨物、利用車両については、評価書案(資料編)53頁、評価書案34頁、118頁、128頁にそれぞれ記載しています。</p> <p>また、供用後の利用車両の主要な動線として、事業区域の南からの第2航路海底トンネル、東からの臨海トンネルを想定しています。</p> <p>なお、ご指摘の道路整備が新たになされた場合においては、交通の分散が生じることから、予測地点における環境負荷についても分散(低減)するものと考えています。</p>
	<p>「大気汚染」で、健康被害問題、地球環境問題で深刻な影響を及ぼすと注目されている「微小粒子状物質」(PM2.5)言及されているのは何故でしょうか。そもそも、事業者は「微小粒子状物質」(PM2.5)、問題をどのように考えていますか、なぜ評価項目としなかったのでしょうか。見解を求めます。</p>	<p>微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に大気環境基準が設定され、東京都では平成22年度より公設高での測定が開始されていることから、対象事業区域に最も近い港区台場局の測定結果を掲載しています(評価書案69頁参照)。</p> <p>また、現地調査においても測定を実施しています(評価書案68頁参照)。</p> <p>しかし、「東京都環境影響評価指針」の改定について(答申)(平成25年5月17日付25東環審第7号)によると、「微小粒子状物質」(PM2.5)ことから、別表2(大気汚染に係る予測・評価物質)に追加すべきであるが、予測手法は別表2上であり、個々の事業における寄与率等を予測することには困難な状況にあることから、常時監視測定局における観測体制を整備されたことを踏まえていく必要がある。」としており、今後の時点では評価書案の評価対象項目とせず、今後の動向を踏まえて検討を進めていきます。</p>

表2(3) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
騒音・振動	<p>「騒音・振動」では、「騒音の予測結果」は、「工事の施工中（工事用車両の走行による影響）および「工事の完了後（利用車両の走行による影響）」は、いずれも「一部の地点で評価の指標を上回りますが」と、この事業によっても規制基準を満たさないことを認めています。しかし、この記述だけにとまらず、そのすぐ後には、「現況の観測結果が上回っていること」と、本事業前の現状でも環境基準を満たしていないことの重大性を認めながら、いずれの状況でも「騒音レベルの増加分・はわずかである」とし、結論は「影響は小さいものと考えます」と述べています。</p> <p>驚くべき評価書案です。何のためのアセスなのでしょうか。開いた口がふさがりません。現状でも規制基準を超えているのであれば、規制基準にするにはどうすべきかを検討・実施すべきです。行政が自ら決めたことを、自ら守らないなどということは、許されるものではありません。本工事事計画は白紙に戻し、再検討すべきと考えます。見解を求めます。</p>	<p>工事用車両及び利用車両の通行による騒音の影響については、現況の騒音レベルを予測地点におけるベンチマークとして、道路交通騒音の予測式を用いて現況及び将来交通量（工事の施行中、工事の完了後）から求めた騒音レベルの増分を合算することにより、影響の大きさを予測しています。</p> <p>今回、予測を行った一部の地点においては、ベンチマークと値とした現況値が71.8～75.7dBであり、環境基準の70dBをすでに上回っています（評価書案175頁参照）。</p> <p>予測評価は、ベンチマーク値に本事業の実施に伴う影響を加える形で作成していることから、工事用車両及び利用車両による騒音の影響予測の結果も環境基準を上回る結果となつていきます。</p> <p>一方、本事業による影響の寄与度のみで分析すると、工事用車両及び利用車両による増加分は0.1～0.6dBであり、本事業による影響は小さいものと考えられます。</p> <p>なお、現況の騒音レベルが既に環境基準を上回っている現状を踏まえ、工事集中の緩和や制限速度の遵守のほか、居住区域を通行しないよう工事関係者、ふ頭利用者への指導・要請を行います。</p>
水質汚濁①	<p>「水質汚濁」では、工事終了後におけるふ頭供用後の評価が欠落しています。船舶の接岸・離岸時におけるスクラユエの高速回転は、海水の攪拌による水質汚濁を引き起こします。ふ頭の供用後の評価も当然必要と考えます。見解を求めます。</p>	<p>船舶の接岸・離岸時におけるスクラユエの高速回転によって、仮に海水の攪拌現象に伴う巻き上げが生じた場合においても、事業区域の底質は、現地調査結果から「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む汚染物質の拡散が生じないと考えています。</p> <p>なお、ふ頭の供用後については、事業の実施（液漑等）に伴い海底地形の改変が生じることから、水の汚れ、富栄養化の指標である化学的酸素要求量、全窒素及び全リンについて予測評価を行っていただきます。工事の完了後の水質の変化は、化学的酸素要求量が±0.1mg/L未満、全窒素が±0.02mg/L以下、全リンが±0.002mg/L以下とわずかであり、環境基準の達成状況について、新たに影響を及ぼすことはないものと考えています。</p>

表2(4) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
水質汚濁②	<p>「水質汚濁」では、工事の完了後の影響評価が欠落していることを先に指摘（水質汚濁①）しましたが、本「あらまし」では、「環境基準点における濃度」は、一部の地域環境基準値を上回りますが」と、矛盾した「わずかであることから、評価の指標を満たすものと考えます」と、矛盾した表現となつていきます。</p> <p>「評価の指標を満たす」と、わかりませんが、評価の指標を満たす」と、矛盾した表現となつていきます。</p> <p>見解を求めます。</p>	<p>説明会で配布した「あらまし」(13頁)の記載では、工事の完了後、事業の実施に伴い、新たに一部の地点で環境基準を上回るようには不要と取れる表現となつておりましたが、ご指摘の箇所における化学的酸素要求量の75%値は、現地調査において既に4.50mg/Lであり、環境基準(3mg/L)を超える結果となつていきます。</p> <p>当該地点の化学的酸素要求量は、工事の完了後における水質汚濁の影響の予測評価結果においても4.50mg/Lであり環境基準を上回りますが、本事業による影響の寄与の程度について分析すると、土0.1mg/L未満の変化であり、本事業による影響はわずかであると考えられます。</p> <p>全窒素及び全リンについても、本事業による影響の程度はそれぞれ+0.02mg/L以下、+0.002mg/L以下とわずかであり、環境基準の達成状況について、新たに影響を及ぼすことはないものと考えています。</p> <p>このことから、本事業の実施により水質汚濁に係る環境基準の達成状況に支障を及ぼさない判断し、評価しました。</p>
土壌汚染	<p>「土壌汚染」も選定項目から欠落しています。昭和50年代の埋立地ということですが、現在施工されている土壌対策時別措置法以前の埋立地であり、当然、慎重な調査を行い、評価すべき土地です。埋め立てに使われた素材は何であったのか、化学物質、毒物はないのか十分な調査が求められる地歴だと考えます。調査したのでしょいか。見解を求めます。</p>	<p>事業区域である中央防波堤外側埋立地（その1）は、昭和50年代から建設発生土及び液漑土砂を用いた埋立てが行われています。また、その後の土壌利用において、工場等の土壌汚染を発生させる施設は立地していないことから、有害物質の拡散等の恐れはないものと考えています。</p> <p>なお、工事の実施においては、着手に先立ち「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）及び「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）の規定に基づき、土地の形質の変更に関する手続きを行います。</p> <p>仮に、土壌汚染のおそれがあると判断された場合は現地調査を実施し、調査の結果、土壌汚染が確認された場合は適切な措置を実施することともに、その内容及び知覚の状況について、事後調査報告の中で明らかにします。</p> <p>これらに加え、岸壁工事及び液漑工事に伴って発生する床溜・液漑土は、工事の実施前に底質調査を実施し、受入先の受入基準や「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む汚染物質に係る判定基準を定める省令」による判定基準等の適合状況を確認し、法律に基づく適切な措置を行います。</p> <p>さらに、地盤改良にセメント系の固化材を使用するため、「セメント及びセメント系固化工材を使用」（建設省、平成12年）に基づき、事前に六価クロムの除去試験を実施し、土壌汚染が生じるおそれはないことを確認します。</p>

表2(5) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
地盤	「地盤」が選定項目から欠落している。大規模地盤を予測しながら、計画地の地盤の現状の評価もなく、工事完了後の予測もないとは驚きです。本評価書案の重大な欠陥と考えます。「地盤」をなぜはずしたのか。見解を求めます。	本事業は面状掘削工事を整備し、ふ頭を新設するものです。また、事業の実施において地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水、大規模な掘削、地下構造物の設置等をしないことから、予測対象項目として選定しておりません。なお、陸上の地盤改良工事は既設の二重鋼管矢板内及びその背後で行うものであり、新たな鋼管矢板の打設を行わないこと、その他の工事についても既設護岸に過大な背後土圧や残留水圧が作用しないように配慮しつつつづつ実施することから、周辺地帯の地盤の变形に影響を及ぼすおそれはないものと考えています。
生物・生態系	「生物・生態系」では、「人為的影響」が増加するため、事業区域を利用する鳥類は現況よりも一層人為的な環境に適応した種に偏るものと考えられます」と、現状の生息圏を縮小し、鳥類相に多大な影響を与えることを認めています。しかし「生息環境の変化はわずかである」と「鳥類相についてはある程度の移動能力がある」から、「鳥類相の変化に及ぼす影響はわずかである」とは、しどろもどろの言い訳ではないでしょうか。言うまでもなく、「環境保全のための措置」では「自然環境保全法」「東京における自然の保護と回復に関する条例」等により、自然環境保全のため、多くの対策が求められています。この事業での予測・評価は全く不十分ではないでしょうか。見解を求めます。	本事業区域は埋立地であり、人為的に造成された場所です。また、評価書案の作成に先立ち実施した現地調査において、注目すべき鳥類の営巣や繁殖を指し示す行動は確認されていません。これらを踏まえ、現地調査結果や事業による影響、環境保全措置を総合的に考慮して、評価の指標である「法令に定められた事業者の責務である自然環境の適切な保全や自然の保護・回復に努めること」を満足するものと評価しています。なお、工事の施行中においては、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年東京都条例第96号)に基づき事後調査を実施し、予測結果を検証するのと同時に、事業の実施に著しい影響を及ぼすおそれのある場合には、更なる環境保全のための措置を講じます。
廃棄物	「廃棄物」は選定された項目に入っていますが、工事終了後の評価が欠落しています。使用後はどのような廃棄物が発生するのか、対策はどのようなのか、明らかにすべきです。見解を求めます。	工事の完了後におけるふ頭の供用において多量の廃棄物の発生はありませんが、施設利用者などから発生することについては、関係法令及び条例等を遵守し、適切に処理するよう、ふ頭利用者に要請します。

表2(6) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
温室効果ガス	① 「温室効果ガス」の評価が欠落しています。接岸する巨大コンテナ船およびヤードに出入りする大量のトラックが集中・発生するのにより、その影響について調査もせず評価もしていないという、とてもまずい評価書案ではないでしょうか。なぜ外したのか、見解を求めます。	本事業はふ頭の建設であり、工事の施行中に発生しますが、建設機械に伴う温室効果ガスの発生はありますが、最新の燃料消費基準を達成している建設機械を使用する等、エネルギー消費を抑えることとしています。また、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(東京都環境局、平成26年)では、「評価の対策とする温室効果ガスは、事業者による管理、抑制等の措置が可能な事業において排出されるものを対象とする。したがって、事業者の管理する燃焼施設から排出される二酸化炭素等は評価の対象となるが、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素等は対象とならない」としていません。なお、温室効果ガスの削減対策として、ふ頭の供用時においては、低炭素型のトラクタやレーザレーザ禁止等をお頭利用者等に要請することにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
温室効果ガス	② 表6.2-27で二酸化炭素排出量の状況を示し、運輸部門は平成22年度には、12年度比で33%減少していると書かれている。この中には東京港を出入りする、停泊する大型貨物船から排出される二酸化炭素は算入されているのでしょうか。東京港における温室効果ガス排出量の総合調査(2009年度実績)によると、都内の船舶から排出されたCO ₂ は16万トンであった。今後、新たに建設されるコンテナターミナルを利用する大型船舶や大型貨物自動車からどのくらいCO ₂ が年間排出されるのか算出する必要がある。	表6.2-27(調査計画表)の二酸化炭素排出量については、東京港に出入港・停泊する大型貨物船等は含まれていません。これは京留議定書での「船舶の国際便に由来する排出量」の取扱いに準拠するものです。温室効果ガスについては、事業者による管理、抑制等の措置が困難であることから予測の対策外として、二酸化炭素排出量の算出は行っておりませんが、その他の大気汚染物質として、対象施設を利用する船舶の停泊及び出入港時における二酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の排出量については、予測・評価を行っています。なお、大型船舶等の国際交通分野の温暖化対策については、IMO(国際海事機関)により、段階的な削減対策等の検討を進めています。

表2(7) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
その他	<p>事業区域は埋立地であり河川にまたがっている。相模トラフによる地震や東海地震あるいは房総沖大地震が発生した場合、東京湾奥には巨大津波が襲来するであろう。ところが、コンテナターミナルは海面からの高さがわずか4mである。巨大地震で被害を受けたうえ、巨大津波に襲われてお頃は破壊する恐れがある。このような危険に対する備えがこの評価書案には記述がない。</p> <p>岸壁の高さをA.P.4mとしているが、東京都港湾局が2013年12月に策定した「東京湾海岸保全施設整備計画」によれば、過去の伊勢湾台風級の台風が東京湾に来襲した場合、堤防の高さをA.P.4.6m～8mにする必要があるとしている。このほか、関東大地震や南海トラフ巨大地震の場合、A.P.4mでは津波が岸壁を乗り越える危険性がある。</p> <p>環境影響評価が求められている大規模な工事でありながら、重要な項目が意図的に除外されているともいうべき本評価書案は、とても「環境影響評価書案」としては認めがたいと考えます。評価項目を追加するとともに、評価書案の作成をやり直すべきと考えます。見解を求めます。</p>	<p>対象事業区域については、「東京湾海岸保全施設整備計画」（東京都港湾局、平成24年）による2、首都直下地震等による最大津波高はA.P.＋3.744mと想定されていることから、計画している高さであるA.P.＋4.0mを津波が超えることはないものと考えています。</p> <p>なお、東京湾の防潮堤の高さ（A.P.＋4.6～＋8.0m）は、「最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守る」という考え方から設定したものです。事業区域は、同計画の保全区域や防潮ライン（高潮・津波等から陸域を防護する防潮堤等）より海側に立地し、整備地区には含まれていません。</p> <p>環境影響評価を行う項目は、評価書案46頁に示す手帳に従い、対象事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境特性との関係を勘案して選定しています。選定した項目及びその理由については、評価書案47～50頁にそれぞれ記載しています。</p> <p>「東京都環境影響評価条例」等に基づき、適正な手続を進めるとともに、住民の皆さまへの理解を得られるよう努めます。なお、評価書案の説明会については、なるべく多くの皆さまに参加していただくよう、東京都環境局のホームページのほか、事業者3者のホームページ及び港区、江東区、大田区の広報により開催案内を行うとともに、平成28年12月6日（土）、12月11日（木）、12月16日（火）の3日間、平日夜間と休日を組み合わせ、3ヶ所の会場で開催しました。</p> <p>今後も、適正な環境影響評価の手続を通して、住民の皆さまに環境影響等の説明、周知を図ってまいります。</p>

2 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案に対する事業段階関係区長である港区長、江東区長及び大田区長から提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表3(1)～(5)のとおりである。

表3(1) 事業段階関係区長の意見及びそれらについての事業者の見解（港区長）

項目	港区長の意見の概要	事業者の見解の概要
全般事項	環境影響評価調査計画書を作成し、より良い環境影響評価書案を作成してください。	環境影響評価調査計画書を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響の評価や保全措置の設定について、最大限配慮するとともに、評価書案の作成にあたっては、極力分かりやすい図表、専門用語の説明などにより、より良い環境影響評価書の作成に努めます。

表3(2) 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要（江東区長）

項目	江東区長の意見の概要	事業者の見解の概要
全般事項	交通事故が発生しないよう、関係車両は計画ルートを通行し、それ以外の生活道路を通行しないこと、スピードを出さないことや安全確認の徹底等を関係者に指導徹底するなど交通安全対策を強化すること。また、車両の増加に伴う交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施行箇所の計画、過積載や制限速度等の法令遵守等のほか、居住区域を通行しないよう工事関係者に指導します。また、工事の完了後については、過積載や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリングの禁止等のほか、居住区域を通行しないよう、ふ頭利用者には要請を行います。
大気汚染	(1) 工事施工中及び工事完了後ともに全ての項目で環境基準を満足するとともに、荷役が高いため傾向も示されており、引き続き、周辺環境への影響を適切に評価するとともに、工事事業者や施設利用者への指導を行い、大気環境に及ぼす影響の低減に努めること。 (2) 工事完了後の敷地境界の大気質の予備調査をみると二酸化窒素の荷役率が高く、主要原因は船舶（停泊中）である。対策として陸上電源設備の設置が有効であると考え、このことについて、事業者としての見解を述べる。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリングの禁止等を工事関係者に指導します。また、工事の完了後についても、過積載や制限速度等の法令遵守、利用車両・利用船舶の無駄なアイドリングの禁止等のほか、利用車両の集中が生じないよう、ふ頭利用者には要請を行います。 コンテナ船等の船舶については、IMO（国際海事機関）が排出ガス削減規制を段階的に強化しているところであり、船舶側の技術開発も進められています。一方、陸上電源設備による対策は、港側にも膨大な費用が発生するばかりでなく、船側の改造等も要することから、利用船社の理解・協力が重要となります。こうした状況を踏まえ、船舶からの排出ガスを抑制する手法について、様々な検討を進めていきます。

表3(3) 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要(江東区長)

項目	江東区長の意見の概要	事業者の見解の概要
騒音・振動	工事施工中及び工事完了後ともに、当該事業による騒音・振動の影響は小さいとの予測であるが、引き続き、工事車両及び施設利用車両の過積載の防止や無駄なアイドリング禁止の徹底、制限速度の遵守や東京港臨海道路の利用を促進し居住区域外を走行するよう環境保全措置に努めること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施工箇所及び工事量の集中を避けるための計画、過積載や制限速度等の法令遵守等のほか、居住区域を通行しないよう、工事関係者に指導します。また、工事の完了後についても、過積載や制限速度等の法令遵守、利用車両・利用船舶の無駄なアイドリングの禁止等のほか、居住区域を通行しないよう、ふ頭利用者等に要請を行います。
水質汚濁	工事施工中及び工事完了後ともに、当該事業による水質汚濁への影響は小さいとの予測であるが、引き続き、護岸工事や浚渫工事に伴う濁りの発生や工事完了後の潮流の変化の調査・評価等を通じて、周辺海域の水質の変化について適切に把握するとともに、周辺の生活環境や生態系に対する水質汚濁対策を最大限に講ずること。	工事の短行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、床濁り・浚渫時の濁りの拡散防止のための汚濁防止柵又は汚濁防止柵を使用することにより、岸壁工事、浚渫工事に伴う水生生物への影響を最小限にとどめます。なお、工事の施行中においては、「東京都環境影響評価条例」に基づき、事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、事業の実施が著しい影響を及ぼすおそれのある場合には、更なる環境保全のための措置を講じます。
景観	本計画については、東京都景観条例及び「東京都景観計画・東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」のほか、「江東区景観計画」を踏まえたものとなるよう留意すること。	カンフドリリークレーンやその他の港湾施設については、「東京都景観計画」(東京都、平成23年)及び「東京港<中央防波堤地区>景観ガイドライン」(東京都港湾局、平成25年)における景観誘導基準、「江東区景観計画」(江東区、平成25年)等を踏まえることはもとより、形態・意匠・色彩は臨海部の景観や周辺環境との調和にも配慮します。
その他	(1)ヤードの地盤改良工は、岸壁補強のため周縁部での実施が記載されている。岸壁周縁部以外のヤードについて、震災時に液状化する可能性と、液状化した場合の影響と対策につき、事業者の見解を述べること。 (2)選定無い工事遂行は、一部項目に指摘される工事の環境負荷(事業者等と工事の設置におよび工程管理を求め、適切な工事の設計・施工・管理を確保すること)を踏まえ、必要箇所には地盤改良を実施し、震災時にも適切な補修により機能を維持できる施設として「港湾法」(昭和25年法律第218号)の基準に準拠して設計しています。	本事業のコンテナふ頭は、耐震強化施設として整備する計画です。このため、必要箇所には地盤改良を実施し、震災時にも適切な補修により機能を維持できる施設として「港湾法」(昭和25年法律第218号)の基準に準拠して設計しています。

表3(4) 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要(大田区長)

項目	大田区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
大気汚染 騒音・振動	大田区と事業区域を結ぶルートは、環状七号線から城南野鳥橋を渡って城南島経由で臨海トンネルに入るルート(①)と、「大田市磯前から城南島橋を渡って城南島経由で臨海トンネルに入るルート」(②)があるが、評価書案の調査及び予測地点では①のルートしか把握していない。 大田区内測定局の常時監視結果によれば、環状七号線大森西測定局において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が環境基準を達成していない。また、騒音については、環状七号線測定局において環境基準を達成していない。 以上のことから、現状をさらに悪化させないよう、十分な環境保全措置を実施するとともに、適切な箇所での事後調査において、事業の実施に伴う大田区内の環境への影響を調査し、必要に応じたさらなる環境保全措置を講じること。	城南大橋のルート(②)に比べ、城南野鳥橋のルート(①)の交通量が多い傾向がみられることから、安全側の予測評価を行う観点から、ルート(①)の予測評価を行いました。 なお、工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施工箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守等のほか、居住区域を通行しないよう工事関係者に指導します。また、工事の完了後についても、過積載や制限速度等の法令遵守、利用車両・利用船舶の無駄なアイドリングの禁止等のほか、ふ頭利用者等に要請を行います。事後調査の箇所については、事後調査計画において適切な箇所を検討し設定するとともに、事業の実施に伴う著しい影響のおそれのある箇所については、更なる環境保全のための措置を検討します。
生物・生態系	大田区と比較して大型車両入庫の多い道路であり、本事業の実施によりさらに高まることと想定される。これらの地域では多種多様な鳥類が確認されている。とりわけ、昭和島には種の保存法において希少野生動植物種に指定されているコアラジジンの営巣地があり、大田区としてもNPO法人等とともにその整備・保全に努めているところである。 評価書案では、事業区域を利用する鳥類相に及ぼす影響は小さいとしているが、以上のことから事業区域周辺の適切な箇所での事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じたさらなる環境保全措置を講じること。	今回、昭和島地区は評価対象区域外で影響を極力小さくするための措置として、工事施工箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリングの禁止等のほか、ふ頭利用者等に要請を行います。また、工事の完了後についても、過積載や制限速度等の法令遵守、利用車両の集積や制限速度等の法令遵守、ふ頭利用者等に要請を行います。なお、「東京都環境影響評価条例」に基づく事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、事業の実施が著しい影響を及ぼすおそれのある場合には、更なる環境保全のための措置を検討するとともに、事後調査の箇所については、事後調査計画において適切な箇所を検討し、設定します。

表3(5) 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要(大田区長)

項目	大田区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
温室効果ガス	大田区長は、温室効果ガスについては環境影響評価の項目として選定しないとしているが、地球温暖化の要因とされる温室効果ガス発生抑制は、国際的な緊急課題であり、大田区環境基本条例において、事業者に対して地球温暖化の防止に努めることとしている。本件事業の実施により、資機材等の運搬や建設機械の稼働に伴い温室効果ガスの発生が予測されるため、最新の知見による低燃費機種種の選定や効率的な作業工法の採用など、発生抑制に向けた対策を積極的に講じること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、最新の知見による排ガス対策型建設機械、低燃費型建設機械を積極的に採用するほか、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリングの禁止等を工事関係者に指導します。また、工事の完了後に指す。素型のトラクタやチェーンの導入、過積載や制限速度等の法令遵守、利用車面及び利用船舶の無駄なアイドリング禁止等をお頒利用者に要請することにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

●東京都告示第五百四十七号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の五第一項第十三号の規定に基づき、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第八百八号)第四条第十七号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

東京都がん診療連携拠点病院設置要綱(平成二十六年十一月二十七日付二十六福保医政第千二百号)第二に規定する東京都がん診療連携拠点病院である旨及び東京都がん診療連携協力病院設置要綱(平成二十六年十一月二十七日付二十六福保医政第千二百七号)第二に規定する東京都がん診療連携協力病院である旨(名称については、「東京都がん診療連携協力病院(肺がん・胃がん・大腸がん・肝がん・乳がん・前立腺がん)」というように指定を受けたがん種を括弧書きで明記すること。)

●東京都告示第五百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

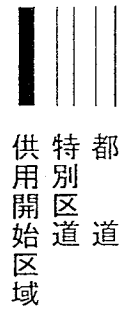
別図

都道南田中町旭町線供用開始略図
練馬区高松六丁目～土支田一丁目

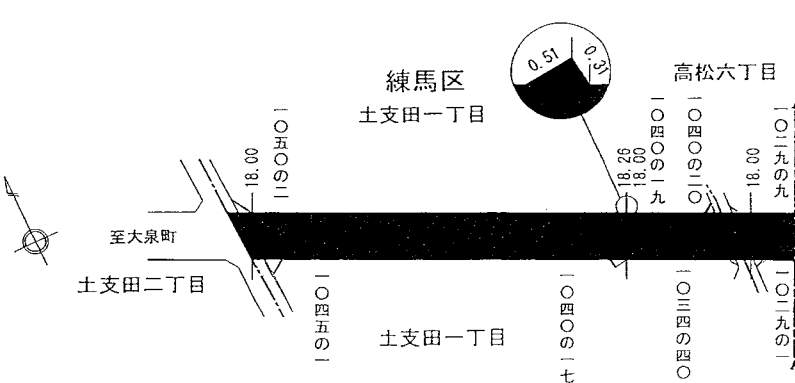
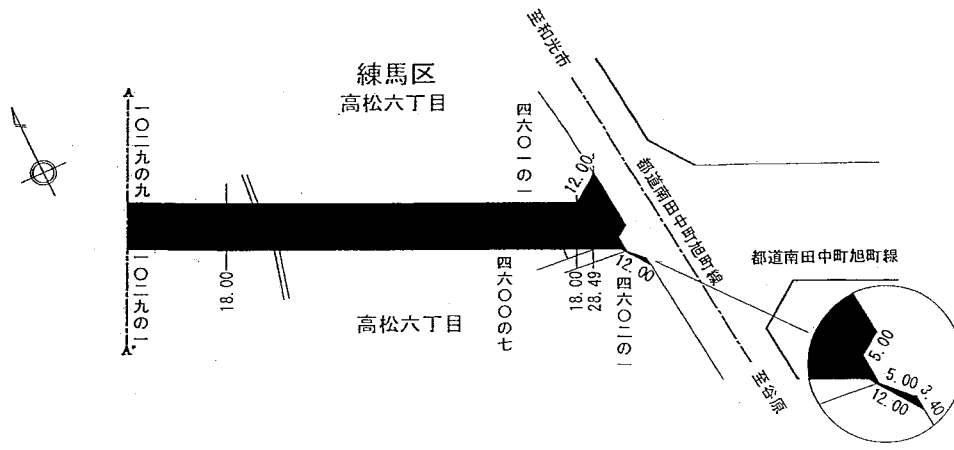
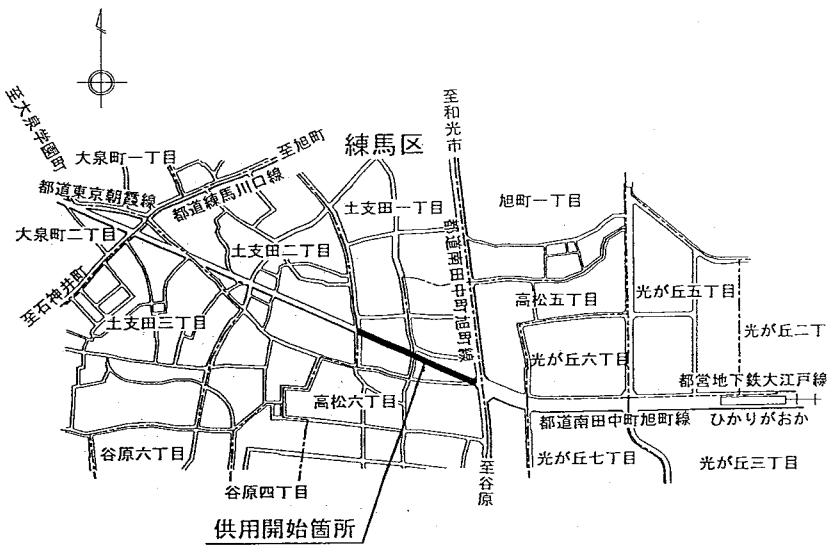
- 一 路線名 南田中町旭町
- 二 供用開始の区間 練馬区高松六丁目四千六百二番一地

先から同区土支田一丁目千五十番二地先まで

- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十七年四月一日



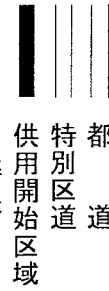
延長 四〇二・四六メートル
面積 七、〇四〇・六三平方メートル



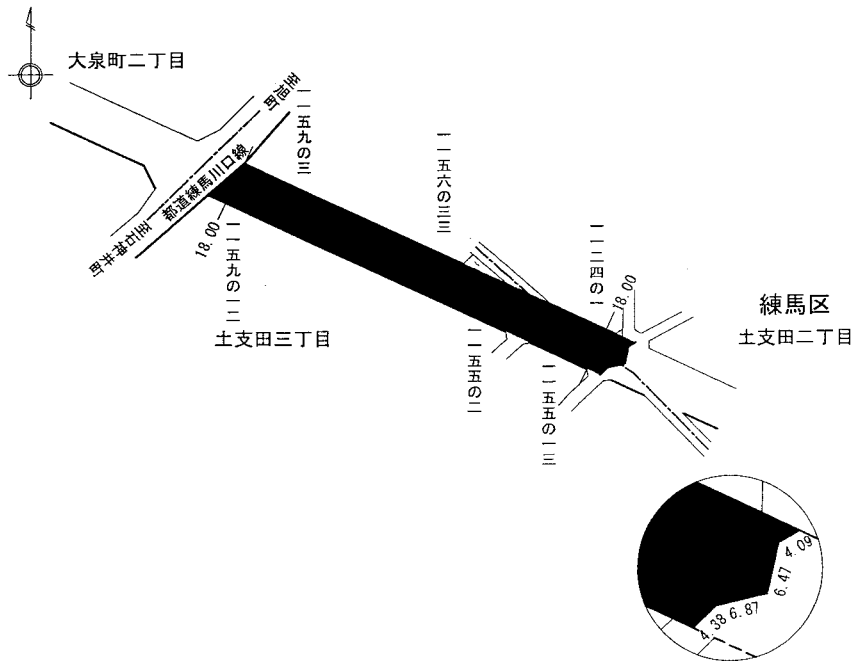
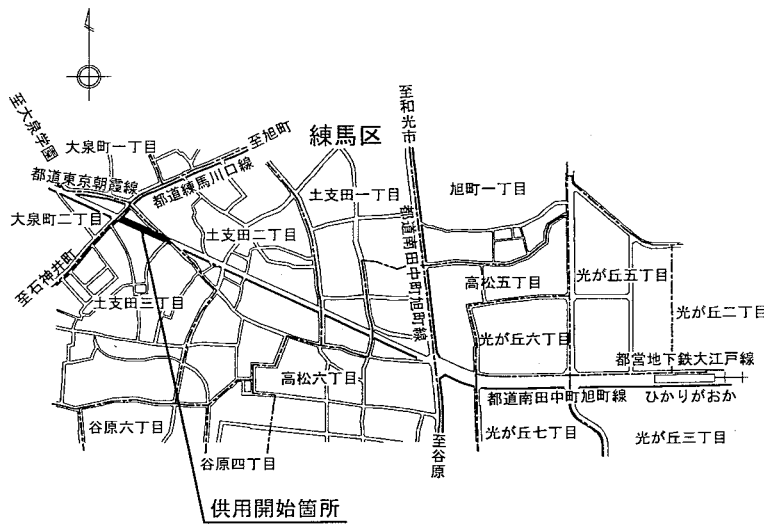
●東京都告示第五百四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十七年四月一日から起算して二

別図

都道南田中町旭町線供用開始略図
 練馬区土支田二丁目～土支田三丁目



延長 一八一・六八メートル
 面積 三、一三九・四〇平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年四月一日
 東京都知事 外 添 要 一
 路線名 南田中町旭町
 二 供用開始の区間 練馬区土支田二丁目千二百二十四番一

三 供用開始の概要 地先から同区土支田三丁目千百五十
 九番十二地先まで
 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 平成二十七年四月一日

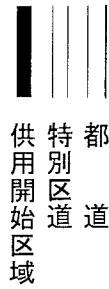
別図

都道南田中町旭町線供用開始略図
練馬区高松六丁目～土支田三丁目

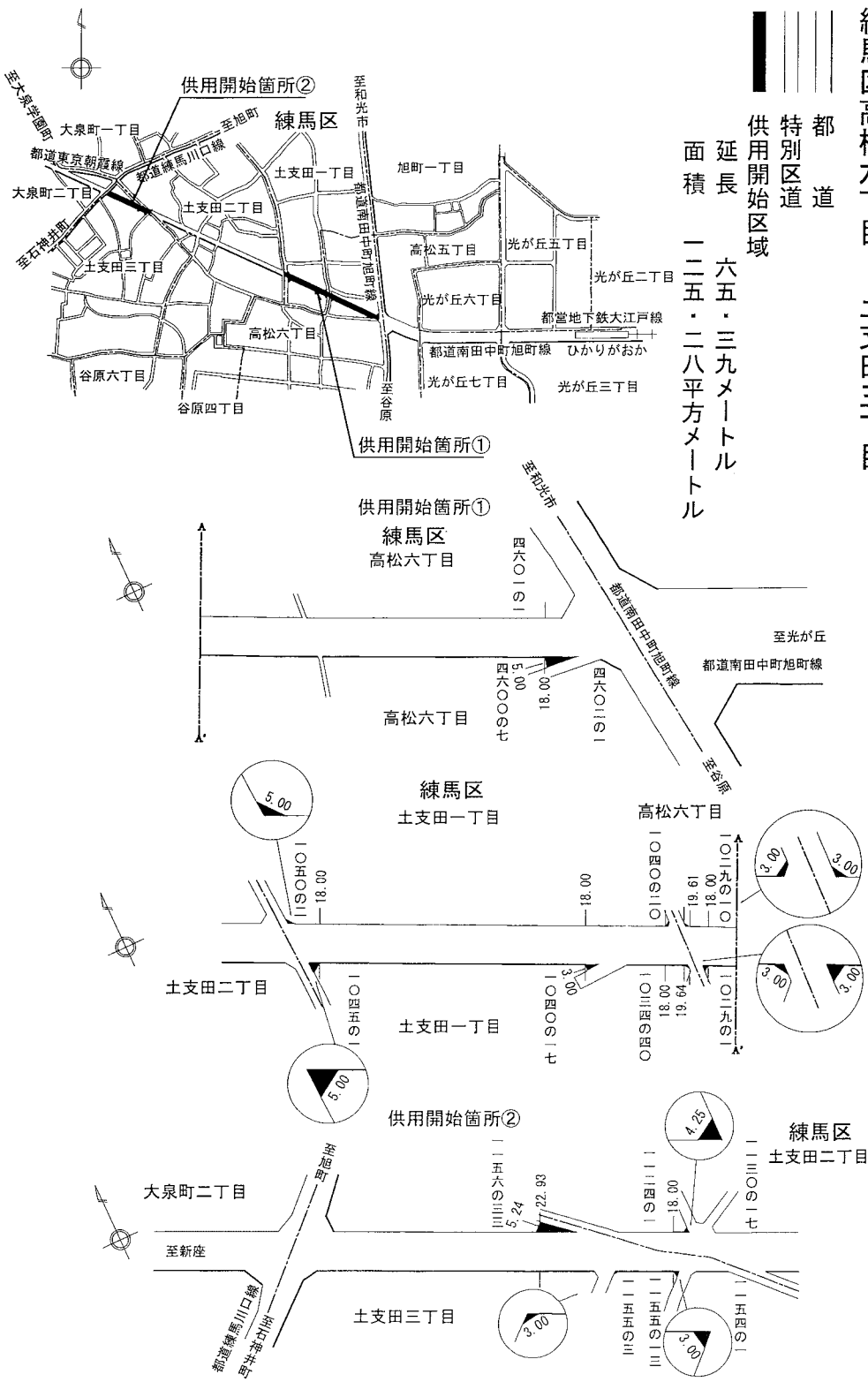
●東京都告示第五百五十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年四月一日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月一日
一 路線名 東京都知事 外 添 要 一
南田中町旭町
二 供用開始の区間 練馬区高松六丁目四千六百番七地先

三 供用開始の概要 三十三地先まで
四 供用開始の期日 別図表示のとおり
平成二十七年四月一日
から同区土支田三丁目千百五十六番



延長 六五・三九メートル
面積 一・二五・二八平方メートル



告示(水)

●東京都水道局告示第四号

昭和二十八年東京都水道局告示第十一号(東京都水道局貯水池管理事務所の設置)は、廃止する。

平成二十七年四月一日

東京都水道局長 吉田 永

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第十四号

東京都議会議政局事案決定規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

東京都議会議長 高 島 なおき

別表の項中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

告示(議)

●東京都議会議長告示第二号

東京都議会議政局文書管理規程(平成十一年東京都議会議長告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

東京都議会議長 高 島 なおき

別表起案文書の部請負又は委託による事業に関するもの項中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

公 告

東京都公文書館における公文書等の利用に関

する取扱規程の一部改正について

東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程(平成十四年三月二十九日公告)の一部を次のように正したので公告する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

別記第一号様式中「電磁的記録媒体番号」を「電磁的記録媒体番号」に改める。

別記第二号様式中「行政利用」を「第5号行政利用」に改める。

別記第三号様式中「5号行政利用」を「第5号行政利用」に改める。

不燃化推進特定整備地区の指定について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号)第五条第一項の規定により、不燃化推進特定整備地区(以下「地区」という。)を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 地区の名称、位置、区域及び面積

(一)

押上二丁目地区

墨田区押上二丁目の一部(別図一のとおり)
約十五・一ヘクタール

(二)

大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
品川区大井五丁目、大井七丁目、西大井二丁目、西大井三丁目及び西大井四丁目(別図二のとおり)
約六十八・一ヘクタール

(三)

放射二号線沿道地区

品川区荏原一丁目、荏原二丁目、西五反田五丁目及び西五反田六丁目の各一部(別図三のとおり)
約七・九ヘクタール

(四)

補助二十八号線沿道地区

品川区大井三丁目及び大井四丁目の各一部(別図四のとおり)

約三・八ヘクタール

(五)

補助二十九号線沿道地区

大田区東馬込二丁目の一部(別図五のとおり)
約一・四ヘクタール

(六)

羽田二・三・六丁目地区

大田区羽田二丁目、羽田三丁目及び羽田六丁目の各一部(別図六のとおり)
約三十四・八ヘクタール

(七)

太子堂・若林地区